

西宮文学散歩 須賀敦子という生き方

みどり兵庫運営委員／西宮すなご医療福祉センター事務長：田中隆雄

初めて須賀敦子さんの本を読んだとき、どうして今まで知らなかったのだろうと後悔した。しかし読んでしまったあとはなんだかずっと昔から知り合いだったような…須賀さんの家族とも、イタリアでの友人たちとも。とても不思議な感じがするが、今では私の気持ちに寄り添った最も好きな作家になっている。

たぐいまれなる文章の巧さに惹かれて読み進んでいくうちに、いつしか彼女自身の生き方、見方の側に知らず知らず立っている。もちろん私は男性だし、生きた時代も違う。しかしその背筋をピンと伸ばした姿勢、物事を真っ直ぐに見る捕らえ方には、ものすごく共感できる。

芦屋市で生まれ、西宮市で育った。青春時代をイタリアで過ごし、イタリア人であるペッピーノという男性と結婚もしたが急逝。その後帰国して大学の非常勤講師や翻訳を行っていたが、なんと 61 歳の時に初めての著作を発表。その目を見張る文章の質の高さにこんな書き手がいたのかと世間をあっと言わしめたのが、初めてのエッセイ「ミラノ霧の風景」。一つひとつの話が繊細で完成度が高い。彼女が長年持ち��けてきた文筆家への憧れが、わっと吹き出たような一作である。

その後「コルシア書店の仲間たち」「ヴェネツィアの宿」などを次々と発表。それぞれにテーマが違うけれどどちらも秀作である。そして心不全で 69 歳で死去。運営の作家としてはもったいない限りであるが、そこまで文章を書きたいという気持ちを熟成させた結果が珠玉の後年の著作を生み出したのだと思う。実は甲山に墓地があり、私は彼岸やお盆には度々墓前で手を合わせている。安らかに眠られていることを願うとともに、私自身須賀さんのように背筋をきちんと伸ばしてまっすぐに生きているか…その度に自分に問いかけている。



運営委員自己紹介

この度、運営委員に着任しました石戸と申します。

現在、甲山地域包括支援センターにて社会福祉士として、高齢者のみなさんの相談支援を行っています。

介護保険制度や、様々な社会資源を活用して、生活に支障が生じている部分を補い、自立した生活を継続できるよう取り組んでいます。

認知症の疾患のため、判断能力が不十分になり、日頃のお金の管理ができない、光熱費や保険料などの支払いが何か月も滞納になっている、業者の言われるまま高額の商品を購入している、などの問題を抱えている方が増加しています。この課題に応えていくことができるが成年後見制度です。これからもっと制度の普及を進め、地域のみなさんに貢献していくことができるよう努めてまいります。

寄付御礼(H29.6.1～H29.8.31)

ありがとうございます

市川裕子 様 110,000 円



代喜 操 様 20,000 円

★後見申立人を必要とする方がおられましたら、いつでも
お気軽に「みどり兵庫」にご相談ください。

★後見從事者を募集しています。
お気軽に電話ください



石戸俊也

会員加入のお願い

特定非営利活動法人 みどり兵庫は、皆さまのご支援のもと、会費、寄付金、事業収入で運営しています。年間の会費は以下の通りです。ご協力よろしくお願い申し上げます。

・特別会員 5,000 円 ・会員 3,000 円 ・賛助会員 2,000 円 ・団体会員 10,000 円

※特別会員への加入を希望される方は、事務局又は運営委員宛お申し出ください。又、旧正会員の方から特に申し出がない場合は新形態の「会員」として取り扱いさせていただきますのでご了承お願いいたします。

特定非営利活動法人 みどり兵庫通信

第 13 号 平成 29 年 9 月 15 日発行



権利擁護事業の課題を佐渡の地域づくりから考える

特定非営利活動法人みどり兵庫理事、日本福祉大学教授 木戸利秋



10 年ほど前から新潟県の佐渡ヶ島の地域づくりに関わっている。9 年ほど在籍した新潟大学教育学部の時代に、冬の佐渡に 1 度だけ訪れたことはあった。太宰治が「佐渡」という紀行文で、心象風景を重ねながら佐渡の美しいイメージを綴っているが、そんな暗い感じだったように思う。したがって、10 年前に声がかかった時、佐渡の福祉についても離島や過疎という条件不利地域のイメージが先行し、大変だろうという先入観があった。しかし、たしかに課題もあったが、それ以上に、佐渡の福祉のなかに光を見つけることができたのが、10 年にわたり関わり続けている理由である。

その光とは、どちらかといえば家族や知人・友人、地域のインフォーマルな福祉から放たれているもので、その基盤になっているのは、集落の共同事業、とりわけ集落の祭や伝統芸能であった。佐渡に渡ってからわかつたことだが、佐渡は沖縄、東北とならんで伝統芸能の宝庫と呼ばれているようだ。例えば、春から秋にかけての佐渡の多くの集落の祭で鬼太鼓（おんてこ）が披露されるが、早朝から夜まで、集落の一軒一軒を門付（かづけ）してまわる。笛や太鼓の練習の音が聞こえ始める季節になると胸がワクワクしてくるという住民、祭をめざして島外に出た人も島に戻ってきて、そこに観光客も加わり、普段は静かな限界集落がにぎやかになる瞬間である。

集落の伝統芸能は、他にも室町時代の世阿弥の佐渡配流以降、とりわけ江戸時代にこの地で盛んになった能楽、明治時代の佐渡生まれの文弥人形などあるが、いずれも集落の人々の誇りとなっている。これを佐渡福祉の光と言ったのは、伝統芸能のある暮らしによって集落の幸せが育まれ、人々の協働の土台が形づくられるように思われるからである。もちろん地域における孤立の問題は佐渡でも例外ではない。しかし、福祉の土台が集落で息づいているところは、佐渡福祉の魅力だろう。

だから、まず佐渡の人々が、いつまでも伝統芸能を楽しむことができる島であってほしい。本土の息子たちのなかには島に残る親を心配しているしょと暮らそうと声をかける例もあるようだが、高齢になってからの移住は、リロケーション・ダメージの心配もある。それよりは、仲間のいる佐渡で豊かな自然と芸能に囲まれて、健康で文化的な生活を送った方がどれだけその人らしいものになるか、はかり知れない。

そのための方策を、地域づくりとして模索してきたところだが、これからの大いな課題のひとつが、権利擁護事業（成年後見制度だけでなく、その前段の日常生活自立支援事業も含めて）を住民生活に浸透させていくことであると考えている。その必要性をどう認識していくのかがポイントだが、それには佐渡の福祉の宝に気づき、そこを大事に守り、育てることを住民や福祉関係者が合意できるかどうかが、カギを握っているのではないかと考えている。

擁護すべき島の生活の質が明らかであれば、本人の意思能力に多少の揺らぎが出たとしても、権利擁護の仕組みの必要性が住民の要求に高まっていき、周囲を動かす力に変化していくように思えるのである。時間は少しかかりそうだが、そういう視点で仕事ができるソーシャルワーカーを育てることを、大学教育の目標にしたいものだと希望している。

〒662-0074 西宮市石刎町 19 番 13 号

総合相談支援センター 3 階

TEL : 0798-78-2537 FAX : 0798-78-2538

Email: npo-midori@siren.ocn.ne.jp

HP: <https://midorihyogo.jimdo.com>

みどり兵庫 運営委員長就任あいさつ

運営委員長：川内光子

平成29年4月よりみどり兵庫の運営委員長をさせていただいている。よろしくお願ひ致します。

みどり兵庫は法人後見を行う数少ない法人の一つで、設立して4年が経ちました。現在、特別会員、会員、賛助会員、団体会員合わせて140人以上の個人・団体に加入していただき、多くの方たちに支えられております。

みどり兵庫に関わらせていただくようになり、身上監護を担っている後見従事者が利用者に寄り添い、親身になって訪問支援を行っており、被後見人、ご家族、入所施設の職員等から深い信頼を得ていることがよく分かりました。

そんなみどり兵庫を市民の方に広く知っていただき、多くの方に利用して頂けるようにすること、又、後見従事者をサポートする体制作りなどに、みなさんと一緒に取り組んでいけるよう頑張っていきたいと思います。また、法人後見や権利擁護活動に賛同してくださる方が、一人でも多く会員になっていただけるよう呼びかけていきたいと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。



研修会報告

平成29年8月23日(水)13時30分より西宮すなご医療福祉センター1階ホールで、みどり兵庫主催の研修会を実施しました。

今年度1回目の研修で、施設利用のご家族、職員、ケアマネジャー、市民の方対象に、テーマ「成年後見制度の基礎と実践を学ぼう～あなたの生活を守ります～」で行いました。講師は、司法書士・行政書士の吉岡周三氏で、実際に成年後見人活動もされている方の講義を受けることが出来ました。講義では、成年後見制度の基礎と実際に活用するにあたっての申立て方法、申立書の作成、成年後見人の仕事、事例などを紹介いただきました。

参加者は46人で、成年後見制度の基礎を学習できた、また、障害者の入所施設の職員は、高齢化が進み、第三者後見人が必要になっている方が増えている中で、支援する立場として、今後、取り組んでいかなければいけないと思ったなどの感想がありました。質問では、第三者後見を利用する場合の費用がどのくらいかかるのかなど、具体的な内容が多く寄せられました。成年後見制度について、広く市民の方に知りたいためにも、今後も、みどり兵庫として、研修を実施していきたいと考えています。(川内)



定款変更が認証されました

本年5月の第4回総会で認定NPO法人資格を取得するために会員形態を見直す定款変更が承認され、直ちに変更認証申請書を兵庫県に提出しました。その後、兵庫県の担当課より文言の追加、削除、修正等の補正指示があり、指導に沿って修正して6月15日に申請書を再提出し、8月4日付で認証されました。

新しい会員形態について、正会員が会員になる場合に会費ではなく寄付金になるのであれば納入する意欲がなくなるのではないかとの疑問もあるようですが、いずれの形態も会の目的に賛同して入会された方に納入していただく会費であって、定款上の法人の構成員であることに変わりはありません。

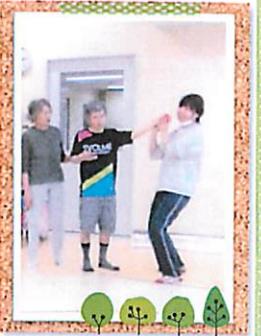
寄付金扱いというのは、認定NPO法人の基準の一つである「3,000円以上の寄付者が年平均100名以上いること」について、「NPO法人促進法上の社員以外の方の会費については寄付金としてカウントすることができる」という規程を適用することによって基準を満たし、認定を受けることを目指しているということですのでご了解をお願いいたします。

認定を受けるためには2年間の実績を作ったうえで申請する必要がありますので、実際に認定を受けられるのは数年後になるものと思われます。(平野)

後見活動報告

みどり兵庫による法人後見 2017年度の様子 西宮すなご医療福祉センター4階病棟：藤井尚之

今年度(2017年度)も引き続き週に1回、後見人の市川さんがTさんの面会に来て下さっています。Tさんも市川さんが来られて、声を掛けられるすぐに反応し、市川さんの方へと歩み寄っていきます。その時には既に笑顔でおられることが多い、Tさん自身も市川さんとの関わる時間を楽しみにされているような気がします。一度、地域交流スペースでのお二人の様子を伺う機会がありました。その時のTさんは落ち着いて笑顔が見られ、リラックスして過ごされている様子でした。施設職員として、その姿を見ていると、とても嬉しい思います。今年度、市川さんには院外活動や一泊旅行時のクリエーション(ボッチャ)にも参加していただきました。Tさんにとっても、市川さんと活動を共に行うこと、より良い時間を過ごせたのではないかと思います。今後も院外活動等で都合がよろしければ、ぜひ参加のほど、よろしくお願ひします。



法人後見とは

～みどり兵庫に期待すること～

西宮すなご医療福祉センター ケースワーカー：南條真弘

今回、当施設の後見状況も少し語りながら、法人後見についてお話ししたいと思います。後見人の選任は、ご本人にとてもご家族にとっても大きな転換になります。当施設での成年の方は、親族後見が3/4で、その内の約6割が親御さんです。しかし、親も高齢・病弱になってきて、後見の引継ぎが必要になっているのが現状です。唐突に何かあってからでは迅速な対応はできません。施設としては「追加後見」を勧めています。追加後見は、現後見人が元気なうちに追加で後見人を立て、追加後見人が後見業務を徐々に引き継ぐことを言います。ご本人も急な後見人変更に戸惑うことありません。

【親族後見のメリット(M)とデメリット(D)】

(M)・ご本人にとって安心できる人物・報酬が発生しない

(D)・専門的な事項はできにくい・本人との利害の対立や利益を守られていない事もある

【第三者後見のメリットとデメリット】

(M)・専門的な事項に詳しい・効率的に後見業務を行える

(D)・本人と接する時間が少ない・報酬が発生する



追加後見も親族で立てることができれば良いのですが、相応しい親族がいらっしゃるとは限りません。そんな時に頼めるのが第三者の後見人です。この中で、最近注目されているのが法人後見です。法人後見とは「後見人が法人であること」をいい、個人ではなく組織で後見業務を行います。この「組織で行う」ということが法人後見の最大のメリットでもあります。後見業務は一度受任した場合、数年にわたって継続して業務に当たなければならなくその業務が数十年にわたることも想定されます。法人後見は担当者が代わっても後見の実施が可能で個人後見よりも継続性の維持に優れています。

また、担当者が複数いることで様々な事項に対して柔軟性・即応性をもって対応することが可能です。その他では、個人後見に比べて多くのケースを受任することが可能で後見業務のノウハウの蓄積ができ、より質の高い支援ができます。特に法人が多職種で構成されている場合、法律および福祉の両方の専門家のスキルを活用した支援が実現できます。

ただ、法人後見も第三者後見です。ご家族からすると、専門職が財産管理や手続きを滞り無く行うのは当然の事です。ましてや報酬をもらっているのですから。それより、身上監護の部分で本人の事をどれだけ理解し、どれだけ親身になってくれるのかが心配なのです。本人の思いをどれだけみ取ってくれるのかを。第三者後見(特に法律職の方)はこの部分に弱く、また裁判所も財産管理重視の監督を行っているのが実情です。みどり兵庫には現在3名の後見業務をして頂いています。担当の方の1回/週の面会が必ずあり、ご本人や病棟職員とも良好なコミュニケーションを取って下さっています。後見業務には原則実動(介護や買い物)は伴いませんが、必要なことは積極的にして下さいます。「身上監護を重視する法人」としてその専門性も活かし、高齢者や障害者の後見業務を今後も継続して頂ければと期待しています。